

令和元年第2回臨時会

# 上士幌町議会議録

令和元年 5月9日 開会

令和元年 5月9日 閉会

上士幌町議会

## 令和元年第2回上士幌町議会臨時会会議録目次

令和元年5月9日

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職指名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
臨時議長の紹介	4
議員自己紹介	4
町長挨拶及び説明員の紹介	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
仮議席の指定	6
議長の選挙	6
副議長の選挙	8
議席の指定	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定について	11
常任委員及び議会運営委員の選任について	12
常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について	13
議会運営委員会の報告	14
日程の追加について	14
議長の常任委員の辞任について	15
十勝圏複合事務組合議会議員の選挙	16
とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙	17
北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙	18
行政報告	20
同意第3号の上程、説明、採決	21
同意第4号の上程、説明、採決	22
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第27号から議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	35

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
会議案第1号の上程、説明、採決	43
議会だより編集特別委員の選任について	44
議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の選任について	44
閉会中の継続調査の申し出について	45
閉会の宣告	46
署名議員	47

5 月 9 日

令和元年 第2回 上士幌町議会 臨時会 会議録

招集年月日	令和元年 5月9日									
招集の場所	上士幌町議会議場									
開会・閉会 日時及び宣告	開会	令和元年 5月9日 午前10時00分					臨時議長	杉山幸昭		
	散会	令和元年 5月9日 午後 4時21分					議長	杉山幸昭		
応(不応)招議員並びに 出席及び欠席議員  出席 10名 欠席 1名 欠員 一名  ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公務欠席 遅刻 早退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	渡部 信一	○	7	中村 哲郎	○				
	2	山本 和子	○	8	江波戸 明	○				
	3	伊東 久子	○	9	斉藤 明宏	○				
	4	野村 恵子	○	10	馬場 敏美	○				
	5	早坂 清光	△	11	杉山 幸昭	○				
	6	小椋 茂明	○							
会議録署名議員	2番 山本和子 議員				3番 伊東久子 議員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	船戸 竜一			議会事務局主幹	渡辺 純一郎				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹中 貢			教育委員会教育長	小堀 雄二				
	副 町 長	千葉 与四郎			教育委員会教育推進課長	石王 良郎				
	会 計 管 理 者	木下 由季子			教育委員会幼児教育課長	弦 卷 佳 光				
	総 務 課 長	杉本 章			教育委員会生涯学習課長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	松岡 秀行			農業委員会会長	早坂 晴雄				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会事務局長	佐藤 桂二				
	保 健 福 祉 課 長	尾形 昌彦			消 防 課 長	永谷 全功				
	農 林 課 長	高橋 智			代 表 監 査 委 員	根本 広実				
	商 工 観 光 課 長	杉原 祐二								
建 設 課 長	名波 透									

## 令和元年第2回上士幌町議会臨時会

### 議事日程

令和元年5月9日（木曜日）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙
- 日程第 3 選挙第 2号 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定について
- 日程第 7 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 9 選挙第 3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第 4号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第 5号 北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第12 行政報告
- 日程第13 同意第 3号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第26号 上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第27号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第32号 財産の取得について
- 日程第22 議案第33号 令和元年度上士幌町一般会計補正予算（第1号）  
（追加日程）
- 追加日程第 1 議長の常任委員の辞任について
- 追加日程第 2 会議案第 1号 議会だより編集特別委員会の設置について

追加日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について

---

◎臨時議長の紹介

○船戸竜一 議会事務局長 おはようございます。

先般の上士幌町議会議員選挙におきまして、見事当選の榮譽に輝き、まことにおめでとうございます。

本日の議会臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

ただいまの出席議員の中で杉山幸昭議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

杉山幸昭議員、議長席にご着席願います。

(年長議員、杉山幸昭議員 議長席に着く)

○臨時議長(杉山幸昭議員) おはようございます。ただいま紹介されました杉山幸昭でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

---

◎議員自己紹介

○臨時議長(杉山幸昭議員) このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たものでありますが、初多面の方もおりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

2番の方から順次、紹介をお願いします。

(2番目の議席の議員から、順次自己紹介を行う)

---

◎町長の挨拶及び説明員の紹介

○臨時議長(杉山幸昭議員) 次に、竹中町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。あわせて、本日、議案説明のために出席されている方々のご紹介をお願いします。

竹中町長。

○竹中 貢町長 町長の竹中です。

ただいま議長から発言の許しを得ましたので、統一地方選挙後の初議会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

各位には、このたびの統一地方選挙におきまして、厳しい選挙戦の中、多くの町民か

ら支持のもとで、見事に当選の栄に浴されました。心よりお喜びを申し上げます。

今回の統一地方選挙では、全国的には深刻化する地方の人口減少や疲弊する地域経済、少子高齢化時代の対応など、地方創生に関する政策が争点として取り上げられたところでもあります。消滅可能都市にも位置づけられ、人口減少が続く本町においても、深刻な問題と捉え、人口減少問題の克服や地域経済の活性化を基軸とした地方創生を喫緊の課題として施策を展開しているところでもあります。

幸いにも、本町においては基幹産業の農林業の着実な成長で雇用がふえ、人口増加の要因になっているとともに、若者の転入超過は今後の少子化問題の克服に希望をもたらすものと期待していますが、今日の人口増を一過性の出来事に終わらせることなく、本町が持続的で豊かな町であるために、農林業、商工業、観光などの産業振興、子供からお年寄りまで安心して暮らすことのできる施策など、まちづくりの課題は山積しております。これらの課題を解決するため、二元代表制の地方自治体のもとでは、行政と議会は車の両輪に例えられるように、お互いに役割を發揮し、信頼と密接な連携によって、まちづくりを進めることが肝要と考えております。

議員のなり手不足がマスコミ等で大きく取り上げられる中、果敢に挑戦された議員各位に改めて敬意を払うとともに、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、選挙後初議会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

おめでとうございます。

○千葉与四郎副町長 副町長の千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私から説明員のご紹介をさせていただきたいと思っております。

紹介された方は、それぞれその場で起立をしてご挨拶をお願いいたします。

(千葉副町長から参与席の課長等を紹介する)

○臨時議長(杉山幸昭議員) ご協力ありがとうございました。

---

◎開会の宣告

○臨時議長(杉山幸昭議員) ただいまより、令和元年第2回上土幌町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時09分)

---

◎開議の宣告

○臨時議長(杉山幸昭議員) これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎仮議席の指定

- 臨時議長（杉山幸昭議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。
- 

◎議長の選挙

- 臨時議長（杉山幸昭議員） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

- 臨時議長（杉山幸昭議員） ただいまの出席議員は10名であります。  
次に、立会人の指名を行います。  
お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定に基づき、立会人に江波戸明議員及び馬場敏美議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 臨時議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。  
よって、立会人に江波戸明議員及び馬場敏美議員を指名いたします。  
次に、事務局職員から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

- 臨時議長（杉山幸昭議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。  
(「なし」の声)

- 臨時議長（杉山幸昭議員） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。  
次に、投票箱を点検いたします。  
(投票箱点検)

- 臨時議長（杉山幸昭議員） 投票箱は異状なしと認めます。

投票に入る前に、念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票してください。

それでは、点呼を命じます。

局長が議席番号と議員の氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(事務局長氏名を点呼、投票)

○臨時議長（杉山幸昭議員） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声）

○臨時議長（杉山幸昭議員） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

これより開票を行います

立会人の江波戸明議員及び馬場敏美議員に開票の立会をお願いいたします。

（開票、計算）

○臨時議長（杉山幸昭議員） 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票 9票

無効投票 1票であります。

有効投票のうち

杉山幸昭議員 5票

伊東久子議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、杉山幸昭議員が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（杉山幸昭議員） ただいま議長に当選されました杉山幸昭議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、議長に当選したことを告知いたしますので、ご承知願います。

議長に当選されました杉山議員から発言を求めておられますので、これを許します。

当選の告知をいただきましたので、この際、就任のご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

それでは、一言、議長就任の挨拶を申し上げます。

初代、鈴木泰助議長に始まり、このたび第22代議長にご推挙賜り、不詳私がお受けすることになりましたことは、身に余る光栄であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

もともと浅学非才の身であり、その器でないことは自分が一番よく承知しておりますが、議員各位の格別なるご指導、ご鞭撻をいただきながら、身を挺して最善の努力を尽くし、中立公正、公正無私を堅持し、町民に開かれた議会を旨として、責務を果たして

まいる所存でございます。

私たち議会議員は、町民からの負託を受け、地方自治の一端を担っております。町の行政運営や事務事業の実施について、憲法に規定されている議決機関としての権能を十分に発揮するとともに、議会の使命を町民の立場に立って果たすことによって、議会の権威を高めてまいる所存でございます。

また、過疎化の進行や、少子高齢化問題、国や北海道の財政悪化や、市町村の行財政問題と、多くの課題が山積している中で、地方行政のみならず、町議会においてもその役割は一層重要な時期にあると痛感しておるところであります。

多様化する住民のニーズに応えるよう、執行機関と議会が一体となって本町の発展と住民福祉の向上を目指し、責務を全うする覚悟でありますので、重ねて議員各位の皆様のご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

これをもって、選挙第1号議長の選挙を終わります。

以上で臨時議長の職務は全部終了いたしました。

議員各位のご協力、ありがとうございました。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（杉山幸昭議員） 日程第3、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（杉山幸昭議員） ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定に基づき、立会人に江波戸明議員及び馬場敏美議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に江波戸明議員及び馬場敏美議員を指名いたします。

次に事務局職員から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（杉山幸昭議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(杉山幸昭議員) 投票箱は異状なしと認めます。

投票に入る前に念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票してください。

それでは、点呼を命じます。

局長が議席番号と議員の氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(事務局長氏名を点呼、投票)

○議長(杉山幸昭議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

これより開票を行います

立会人の江波戸明議員及び馬場敏美議員に開票の立会をお願いいたします。

(開票、計算)

○議長(杉山幸昭議員) 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち有効投票	10票
無効投票	0票であります。

有効投票のうち

渡部信一議員	7票
山本和子議員	2票
伊東久子議員	1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、渡部信一議員が副議長に当選されました。

ここで、議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(杉山幸昭議員) ただいま副議長に当選されました渡部信一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、副議長に当選したことを告知いたし

ますので、ご承知願います。

副議長に当選されました渡部信一議員から発言を求められておりますので、これを許します。

渡部信一議員。

暫時休憩いたします。

(午前10時37分)

---

○議長（杉山幸昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時37分)

---

○1番（渡部信一議員） ただいま、議長からの副議長当選の告知を賜り、議員皆様方のご支援をいただき、身に余る光栄と存じ、心からお礼申し上げます。

今日の町財政の現状と今後のまちづくりの方向性を考えるとき、先ほど議長のご挨拶の中にもありましたように、極めて重要な時期にあることは、まことに同感であります。このような時期に、未熟な私が果たして副議長として議長を補佐し、その重責を全うし得るかどうか、心中ひそかに不安を感じるところであります。議員各位の一層のご支援を賜りながら、議長のもとで研さんし、専心、議長を補佐し、上土幌町の発展と町民福祉の向上に全力を傾注する所存であります。

どうか、今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議員） これをもって、選挙第2号副議長の選挙を終わります。

---

◎議席の指定

○議長（杉山幸昭議員） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長において指定することになっております。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時39分)

---

○議長（杉山幸昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

---

○議長（杉山幸昭議員） 議員氏名と議席番号を局長からお知らせいたします。

○船戸竜一議会事務局長 それでは、私のほうから議員名と議席番号についてお知らせいたします。

なお、すみません。ちょっと、早急につくりましたので、一部訂正がありますので、後ほど差しかえのほうさせていただきます。

③番の伊東久子議員のところは前回、副議長になっておりましたので、そのまま入れてしまいました。申しわけありません。後ほど、差しかえさせていただきます。

1 番 渡 部 信 一 副議長	2 番 山 本 和 子 議員
3 番 伊 東 久 子 議員	4 番 野 村 恵 子 議員
5 番 早 坂 清 光 議員	6 番 小 椋 茂 明 議員
7 番 中 村 哲 郎 議員	8 番 江 波 戸 明 議員
9 番 齊 藤 明 宏 議員	10 番 馬 場 敏 美 議員
11 番 杉 山 幸 昭 議長	

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議員） ただいま、局長が朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

議席が決定いたしましたので、それぞれただいま指定した議席にお着きを願います。暫時休憩といたします。

(午前10時51分)

---

○議長（杉山幸昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時52分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議員） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、山本和子議員、3番、伊東久子議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議員） 日程第6、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時53分)

---

○議長(杉山幸昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長(杉山幸昭議員) 日程第7、常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題といたします。

常任委員及び議会運営委員の定数は、委員会条例第2条各号及び第4条の2第2項に規定されております。

常任委員及び議会運営委員の選任の方法については、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長が指名し、会議に諮って選任することとなっております。

それでは、指名いたします。

初めに、総務文教厚生常任委員に、渡部信一議員、山本和子議員、伊東久子議員、斉藤明宏議員、馬場敏美議員、杉山幸昭議員の6名を指名いたします。

次に、産業経済建設常任委員に、野村恵子議員、早坂清光議員、小椋茂明議員、中村哲郎議員、江波戸明議員の5名を指名いたします。

次に、議会運営委員に、渡部信一議員、山本和子議員、伊東久子議員、早坂清光議員、江波戸明議員の5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名したとおり、常任委員及び議会運営委員に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

---

◎常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について

○議長（杉山幸昭議員） 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議会において、それぞれの委員会の委員の中から選任することになっております。

お諮りいたします。

委員長及び副委員長の選任の方法については、先ほどの委員の選任の方法と同様、議長が指名し、会議に諮って選任することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名し、会議に諮って選任することに決定いたしました。

それでは、議長から指名いたします。

総務文教厚生常任委員長に伊東久子議員、同じく副委員長に斉藤明宏議員。

産業経済建設常任委員長に江波戸明議員、同じく副委員長に小椋茂明議員。

議会運営委員長に山本和子議員、同じく副委員長に早坂清光議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

ここで休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 1時04分）

---

○議長（杉山幸昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議員） ここで、議事運営について議会運営委員長の発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、休憩中に委員会室におきまして議会運営委員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、日程第9以降の議案の審議方法について審議いたしました。

この際、協議内容についてご報告申し上げます。

1点目ですが、先ほど、総務文教厚生常任委員会に選任されました議長から、休憩中に常任委員の辞任願が提出され、あわせて会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置についてを提案することといたしました。

また、今後の議会運営に対し、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項について閉会中の継続審査の申し出を行うべく、各委員会で決定しております。

このため、追加議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおりであります。

追加日程第1、議長の常任委員会の辞任については、議事日程の順序を変更し、日程第9の前に審議することといたします。

また、追加日程第2以降につきましては、当初の議事日程の審議終了後に行うことといたしましたので、ご承知おき願います。

2点目は、日程第13、同意第3号及び日程第14、同意第4号は人事案件でありますので、同意第3号の前に本会議を休憩し、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、ご承知願います。

3点目ですが、日程第16、議案第27号から日程第20、議案第31号の工事請負契約の締結につきましては関連がありますので、5件を一括上程し、質疑を行い、議案ごとに採決を行うことといたします。

4点目ですが、5月7日に就任されました根本広実代表監査委員より、就任の挨拶を行いたいとの旨、申し出がありますので、日程第12、行政報告の前に、議長の発言をもって許可することにいたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎日程の追加について

○議長（杉山幸昭議員） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたように、お手元に配付のとおり、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議事日程に追加することに決定いたしました。  
ここで、暫時休憩といたします。

(午後 2時03分)

---

(議長、副議長と交代)

○副議長(渡部信一議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時04分)

---

◎議長の常任委員の辞任について

○副議長(渡部信一議員) 先ほど総務文教厚生常任委員に選任されました議長から、休憩中に常任委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

追加日程第1、議長の常任委員の辞任について、議事日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(渡部信一議員) ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議長の常任委員の辞任については、議事日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長は、その職責上、地方自治法第105条の規定に基づき、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会の委員として所属することは適当でなく、行政実例においても議長については辞任を認めているところであります。

また、議会運用例第108条においても、議長は議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができるものとなっており、これにより、議長は総務文教厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(渡部信一議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任については、これを許可することに決定いたしました。  
ここで暫時休憩といたします。

(午後 2時07分)

---

(副議長、議長と交代)

○議長(杉山幸昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時08分)

---

◎十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長(杉山幸昭議員) 日程第9、選挙第3号十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、十勝圏複合事務組合同規約に、組合議員は、事務組合を組織する各市町村の議会において議会議員の中から互選された者1名とする旨の規定がございます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、十勝圏複合事務組合議会議員に、議会運用例第44条の2の規定に基づき杉山幸昭を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました杉山幸昭を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、私、杉山幸昭が十勝圏複合事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま十勝圏複合事務組合議会議員に、私、議長が当選となりましたので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、十勝圏複合事務組合議会議員に当選したことを告知し、本席からこれを応諾申し上げます。

以上で、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を終わります。

---

◎とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長(杉山幸昭議員) 日程第10、選挙第4号とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、とちかち広域消防事務組合規約に、組合議員は、事務組合を組織する各市町村の議会において議会議員の中から互選された者1名とする旨の規定がございます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、とちかち広域消防事務組合議会議員に、議会運用例第44条の2の規定に基づき、杉山幸昭を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました杉山幸昭をとちかち広域消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、私、杉山幸昭がとまち広域消防事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいまとまち広域消防事務組合議会議員に、私、議長が当選となりましたので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、とまち広域消防事務組合議会議員に当選したことを告知し、本席からこれを応諾申し上げます。

以上で、とまち広域消防事務組合議会議員の選挙を終わります。

---

◎北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙

○議長(杉山幸昭議員) 日程第11、選挙第5号北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本件については、北十勝2町環境衛生処理組規約に、組合議員は、事務組合を組織する各市町村の議会において議会議員の中から互選された者4名とする旨の規定がございます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に山本和子議員、斉藤明宏議員、馬場敏美議員、杉山幸昭議員の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山本和子議員、斉藤明宏議員、馬場敏美議員、杉山幸昭議員を北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の当選人とすることにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本和子議員、斉藤明宏議員、馬場敏美議員、杉山幸昭議員が北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選いたしました。

ただいま北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選されました山本和子議員、斉藤明宏議員、馬場敏美議員、杉山幸昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選したことを告知いたしますので、ご承知願います。

2番、山本和子議員。

○2番(山本和子議員) 当選の告知をいただきましたので、この際、当選議員を代表いたしまして就任のご挨拶をしたいと思います。取り計らいのほうをよろしく願います。

○議長(杉山幸昭議員) ただいま当選されました山本和子議員から代表して発言を求められておりますので、これを許します。

2番、山本和子議員。

○2番(山本和子議員) 北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の当選承諾のご挨拶を申し上げます。

ただいま議長から組合議会議員の当選の告知を賜りましたので、これを承諾いたします。微力ではありますが、町議会を代表いたしまして、その任に当たる所存でございます。

今後とも議員各位のご協力をお願い申し上げまして、組合議会議員の当選の承諾のご挨拶といたします。

どうぞよろしく願います。

○議長(杉山幸昭議員) 以上で、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙を終わります。

---

○議長(杉山幸昭議員) ここで、5月7日付をもって就任されました根本広実代表監査委員から就任挨拶の申し出がございますので、発言を許します。

代表監査委員、根本広実君。

○根本広実代表監査委員 このたび町長より任命並びに議会の皆様の同意をいただきまして、監査委員に就任することになりました。

ただいま議長よりお許しを賜りましたので、貴重な時間をいただき、一言、就任のご挨拶を申し上げたいと思います。

監査委員の就任は、私にとって身に余る思いと責任の大きさに改めて痛感をしているところであります。また、長年務めてこられました新田前代表監査委員の後を引き継ぐということで、その責任の重大さに身の引き締まる思いであります。何分初めての経験ではありますが、監査委員が果たすべき役割を十分認識し、与えられた使命に自己研さんを図りながら、町政発展のため職務に全力を傾注する決意であります。

つきましては、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を切にお願いを申し上げ、簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎行政報告

○議長（杉山幸昭議員） 日程第12、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

町長。

○竹中 貢町長 平成31年4月1日付で、別紙、議案の最終ページに掲載しておりますけれども、上土幌町事務分掌一覧表のとおり、人事発令を行ったので、ご報告を申し上げます。

新規採用職員につきましては、一般事務職員4名、技術職員6名の合計10名を採用し、町民課、保健福祉課、教育推進課、幼児教育課、生涯学習課に配属しております。

一般の人事異動につきましては、全体で22名の発令を行っております。内訳としましては、町長部局が19名、教育委員会事務局が3名となっております。異動職員の内訳としましては、課長職1名、主幹職5名、主査職9名、担当スタッフが7名であります。昇格につきましては、課長職に1名、主幹職に2名、主査職に1名の昇格発令をしております。

以上、人事発令についてのご報告といたします。

○議長（杉山幸昭議員） 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） 以上で、行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時19分）

---

○議長（杉山幸昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時07分）

---

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議員） 日程第13、同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

（午後 3時07分）

---

○議長（杉山幸昭議員） 再開いたします。

（午後 3時07分）

---

○議長（杉山幸昭議員） 竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第3号公平委員会委員の選任について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

公平委員会委員のうち、1名が退職したことにより欠員となったため、その後任委員を選任したいので議会の同意を求めるものであります。

住所、河東郡上土幌町字上土幌東2線235番地8、氏名、中村保嗣氏、生年月日、昭和19年11月13日であります。

以上、同意第3号公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議員） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議員） 日程第14、同意第4号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第4号教育委員会委員の任命について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、1名が退職したことにより欠員となったため、その後任委員を任命したいので議会の同意を求めるものであります。

住所、河東郡上土幌町字居辺東9線244番地、氏名、矢戸宏和氏、生年月日、昭和56年4月24日であります。

以上、同意第4号教育委員会委員の任命について、提案理由と内容のご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議員） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議員） 日程第15、議案第26号上土幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長 ただいま上程されました議案第26号上土幌町介護保険条例の一

部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生、第4章介護保険をご参照願います。

提案の理由であります。別紙、議案第26号の1関係、上士幌町介護保険条例の一部改正についてにより、改正概要のご説明をいたします。

1の改正の趣旨ですが、本年10月に予定されている消費税増税に伴い、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、所得の低い第1号から第3号被保険者の保険料について、減額賦課をする場合の割合が定められたところでございます。

本町においても、低所得者の保険料の軽減を行うために、上士幌町介護保険条例の一部改正を行おうとするものであります。

次に、2の改正の概要の(1)介護保険料の改定についてですが、これまでの経過といたしまして、平成27年度に改正された介護保険法の第124条の2において、市町村が所得の少ないものの減額賦課を行った場合に、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みが創設されております。減額となった保険料額については、国が50%、北海道25%、町25%の公費負担とするものであります。

さらに、昨年度末に消費税の増税にあわせた低所得者対策として変更の国の50%の給付とは別に、消費税を財源とした公費を投入し、さらなる保険料の軽減強化を行うこととされ、所得の低い第1段階から第3段階までの第1項各号に定める被保険者の保険料について、令和元年度から令和2年度において減額する割合が、施行規則に定められました。

令和元年度の軽減については、消費税増税が10月からの実施で増額となるのは半年間となることから、軽減幅も半分とされているところでございます。国が示す保険料に基づき算出している町の保険料についても、国の軽減強化を踏まえて、令和元年の対応として、例38条第1項第1号に掲げるものの保険料については2万7,000円を2万2,500円に、同条第1項第2号に掲げるものの保険料については4万3,200円を3万5,700円に、同条第1項第3号に掲げるものの保険料については4万3,200円を4万1,700円に減額改正するものであります。

資料裏面には、保険料基準額及び所得段階別保険料額を示しております。

このうち、網かけの第1段階から第3段階までについて軽減するものであります。表の右側においては、所得段階別の年額と月額保険料も示しております。

次に、議案第26号関係の2、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表にて変更条文の内容を説明いたします。

第2条第1項においては、元号の変更を行うものであります。

同条第2項においては、第1段階の保険料の軽減年度を令和元年度から令和2年度までとして、保険料額を2万7,000円から2万2,500円に減額改正するものとし、同条第3項においては、第2段階の保険料を3万5,700円に、同条第4項においては、第3段階の保険料を4万1,700円とする減額賦課規定を新設するものであります。

なお、施行期日は公布の日からとし、平成31年4月1日から適用とするものでございます。

また、経過措置として、平成30年度以前の年度分の保険料については、従前の規定によると定めるものであります。

以上、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議員） 提案説明が終わりましたので、これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 大きく3点ほどになると思うんですが、第1点目は今回の軽減につきましても、消費税分を充てるということですので、消費税分につきましても、私自身は反対なんですけど、今後の動向によってはどうなるかわからない不透明な面もあると思うんですが、そのときには消費税分の軽減については従来どおり実施すると、令和2年までですか、そこまでやるのかどうかの確認をしたいのと、それと軽減の割合なんですけど、国が50%、北海道が25%、町が25%というふうになってはいますが、これは町独自の0.75を0.72にした部分も含めて、それから今回の消費税分の10月以降の特別に下げる分も含めて、この負担割合がつくのかどうかと、それを次の2点目と。

それから、3点目の消費税、10月分からの実施にされることから、この説明書の中で軽減幅半分としているという意味の、令和元年から年分が半分という意味なのか、今年度ですね、その分は半分なのか、それと来年、あと2年あります、1年か、それについては従来どおりの半分なのか、その辺の関係がちょっとわからないんですが、改正後の概要の1の下の方、消費税が10月から実施されることから軽減幅を半分としているというのは、令和元年分が半分という意味なのかどうか、質問いたします。大きく3点、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議員） 尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長 まず1点目の軽減分の消費税を充てる部分で、消費税が上がら

なかった場合の対応という意味合いのご質問かなというふうにございますけれども、担当課といたしましては、今回、国のほうの改正がございまして、介護保険法の施行規則のほうが今回改正をされたということでございまして、この中では令和元年、令和2年に向けて、この消費税の税源を財源といたしまして、この第1段階、第2段階、第3段階の介護保険料について軽減をするというふうに定められたということで、国がもう定めたということを根拠に、当町においてもこの軽減を実施したいというふうなところでの判断をしたところでございます。

ですので、国がそういう判断をされたということで、私どもとしては実施されるのであろうという確信のもと、今回、条例改正の提案をさせていただいたという考えになってございます。

2点目の町で独自に軽減している第2段階、第3段階の部分とあわせて、今回の消費税導入による軽減強化の部分について、町の負担分について、国の消費税分の手当てはつくのかというのは、そのご質問のとおり、両方とも対象になるというふうに認識してございます。

3つ目の消費税の10月からの軽減でございますけれども、令和元年につきましては、消費税の導入が10月からということで、1年間のうちの半年分が消費税が見込まれると。令和2年にあっては1年間ということで、12か月分見込まれるということでございます。それで、この軽減につきましては、令和元年については1年分の半分だけが軽減されると。令和2年になつては、1年分が減額されるという形になるということになってございます。

当町におきましては、先ほどの議案第26号関係の1の裏面をちょっとごらんいただきたいんですけども、この表の一番右側に第1段階が年額で2万2,500円、第2段階が3万5,700円、第3段階が4万1,700円というふうにございますけれども、これが令和元年の軽減された金額というふうにご理解をいただきたいと思います。令和2年におきましては、第1段階が1万8,000円に、それから第2段階が2万8,200円に、第3段階が4万200円に、さらに軽減されるということで、ご理解をいただきたいなというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議員） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 今の説明でわかったんですが、軽減の令和元年分なんですが、これは条例ではそのことは出てこないと、ですね。規則で見ましても、令和元年の元年分の半分になるというのは説明ではわかるんですが、条例改正上は出てこないのと、それと、もう一点は、先ほど、国と町の負担分はわかるんですが、今回、消費税導入によ

る負担軽減なので、その分については町の方は国からちゃんと交付税なり何なりで入ってくるのか、その1件、確認したいのですが。従来どおりの0.75を0.72にする分については消費税関係ありませんので、町の負担、国の負担、町がやる分については国が半分払うということであるんですが、今回は国独自の政策の中でやるわけですから、町の25%分を国からきちんと担保されてくるのかどうか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議員） 尾形保健福祉課長。

○尾形昌彦保健福祉課長 今回の条例改正につきましては、あくまでも令和元年の対応という形の条例改正をさせていただきまして、令和2年の改正につきましては、また今年度中に条例改正を予定しているところでございます。

ですから、今回の読みかえ規定の部分だとか、新設されました第2段階、第3段階の減額規定については、またさらに減額された値で条例改正をさせていただきたくたいなというふうに考えております。

次に、消費税導入の部分の町の0.25につきましては、交付税におきまして措置がされるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（杉山幸昭議員） ほか、ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） これをもって、議案第26号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） 討論がありませんので、これより議案第26号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号から議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議員） 日程第16、議案第27号工事請負契約の締結について、日程第17、議案第28号工事請負契約の締結について、日程第18、議案第29号工事請負契約の締結について、日程第19、議案第30号工事請負契約の締結について、日程第20、議案第31号工事請負契約の締結について、以上5案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本 章総務課長 ただいま上程されました議案第27号から議案第31号の工事請負契約の締結について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議決を求めます工事請負契約の締結は、上土幌町道の駅新築に係る建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構整備工事、外構整備付帯工事の5件であり、関係予算につきましては、平成30年度補正予算として、3月5日開催の定例議会で議決をいただき、令和元年度予算へ繰越明許したものでございます。

初めに、議案第27号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

別紙、議案第27号から29号関係資料をご参照願います。

本議案は、上土幌町道の駅新築建築主体工事の契約締結であります。

工事の概要ですが、鉄骨造り平屋建て、延床面積1,544.52平方メートルで、道の駅建物本体の建築主体工事を実施するものであります。

工事入札につきましては、平成31年4月11日午前9時30分に執行し、町内業者を含む4共同企業体での指名競争入札の結果、1回の入札により落札されました。

なお、本工事の入札においては、適正な工事の執行を担保するため、最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定し執行いたしました。最低制限価格を下回った入札はありませんでした。

契約の金額は6億5,780万円、入札予定価格は6億7,769万9,000円で、落札率は97.06%であります。

契約の相手方は、宮坂・橋内・森岡経常建設共同企業体、代表者、帯広市西4条南8丁目12番地、宮坂建設工業株式会社、代表取締役宮坂寿文氏であります。

また、当該工事の工期は、契約締結の日から令和2年3月10日までとしています。

次に、議案第28号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

本議案は、上土幌町道の駅新築、電気設備工事の契約の締結であります。

工事の概要ですが、道の駅新築に係る電灯動力設備、放送設備、火災報知設備等の電気設備工事一式を実施するものであります。

工事入札につきましては、平成31年4月11日午前9時30分に執行し、町内業者を含む3共同企業体と町外4業者の計7業者での指名競争入札の結果、1回の入札により落札されました。

また、本工事の入札においては、適正な工事の執行を担保するため、最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定し執行いたしました。最低制限価格を下回

った入札はありませんでした。

契約の金額は1億4,300万円、入札予定価格は1億4,802万7,000円で、落札率は96.60%であります。

契約の相手方は、鈴木・北口経常建設共同企業体、代表者、上士幌町字上士幌東2線226番地11、有限会社スズキ電気、代表取締役鈴木敏男氏であります。

また、当該工事の工期は、契約締結の日から令和2年3月10日までとしています。

次に、議案第29号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

本議案は、上士幌町道の駅新築、機械設備工事の契約締結であります。

工事の概要ですが、道の駅新築に係る暖房空調設備、給湯給排水衛生設備等の機械設備工事一式を実施するものであります。

工事入札につきましては、平成31年4月11日午前9時30分に執行し、町内業者を含む3共同企業体と町外3業者の計6業者での指名競争入札の結果、1回の入札により落札されました。

また、本工事の入札においては、適正な工事の執行を担保するため、最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定し執行いたしました。最低制限価格を下回った入札はありませんでした。

契約の金額は1億5,785万円、入札予定価格は1億6,316万3,000円で、落札率は96.74%であります。

契約の相手方は、三洋・塚田・奥原経常建設共同企業体、代表者、帯広市西8条南7丁目1番地、三洋興熱株式会社、取締役社長笹井祐三氏であります。

また、当該工事の工期は、契約締結の日から令和2年3月10日までとしています。

次に、議案第30号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

別紙、議案第30号から議案第31号関係資料をご参照願います。

本議案は、上士幌町道の駅外構整備工事の契約締結であります。

工事の概要ですが、整備面積1万8,851平米で、駐車場、ドッグラン、植生工、施設周辺整備、園路等の外構工事を実施するものであります。

工事入札につきましては、平成31年4月11日午前9時30分に執行し、町内業者を含む2共同企業体と町外6業者の計8業者での指名競争入札の結果、1回の入札により落札されました。

また、本工事の入札においては、適正な工事の執行を担保するため、最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定し執行いたしました。最低制限価格を下回った入札はありませんでした。

契約の金額は1億1,836万円、入札予定価格は1億2,255万1,000円で、落札率は96.58%であります。

契約の相手方は、小寺・田西経常建設共同企業体、代表者、上士幌町字上士幌東2線229番地、小寺建設株式会社、代表取締役小寺友之氏であります。

また、当該工事の工期は、契約締結の日から令和2年3月10日までとしています。

次に、議案第31号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

本議案は、上士幌町道の駅、外構整備附帯工事の契約締結であります。

工事の概要ですが、植栽、照明、遊戯施設、ほろんの丘、サイン施設を整備するものであります。

工事入札につきましては、平成31年4月11日午前9時30分に執行し、町内業者を含む2共同企業体と町外3業者の計5業者での指名競争入札の結果、1回の入札により落札されました。

契約の金額は8,470万円、入札予定価格は8,756万円で、落札率は96.73%であります。

契約の相手方は、小寺・田西経常建設共同企業体、代表者、上士幌町字上士幌東2線229番地、小寺建設株式会社、代表取締役小寺友之氏であります。

また、当該工事の工期は、契約締結の日から令和2年3月10日までとしています。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉山幸昭議員）** 提案説明が終わりましたので、これより5案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

**○2番（山本和子議員）** 今回の工事について質問したいと思うんですが、実施設計の案から町民説明会12月19日に開かれて、その後、委員会でも修正した点が何点かあるんですが、そのことを含めて今回の5月広報に工事の感じ、予算含めてあるんですが、大きく2点質問いたしますが、それについて改善された点とかについて、要するに町民から出された点、委員会の指摘もあって改善された点について、多少なりとも広報等にも明記したほうがいいのではないかというふうに私は思うんですが、なかなか町民の中には道の駅について、まだまだ賛否両論あったり、自分たちの声が生かされているんだろうかという声もあると思うので、その点も含めて、結構手直しをしたりとか、修繕したり、実施計画の案から計画になるまで、多少、直している面があると思う。その辺についてまず質問したいのと、それから予算の関係について説明がなかったんですが、当初予算、平成31年度の当初予算は約12億1,053万円と。それから、3月補正では、12億1,422万円

と。それから、今回の工事の実際のお金が11億6,170万円と、金額が違うんですが、この補整はどんなふうにするのかということを知りたいと思います。

○議長（杉山幸昭議員） 杉原商工観光課長。

○杉原祐二商工観光課長 ただいま1点目の町民説明会から改善された点ということでございますけれども、実は町民説明会のときに北側の防護壁といいますか、それは内側の物置ですとか、目隠しするための塀でございますけれども、そこが非常に景観的にも圧迫感があるのではないかというようなお話を、ご意見をいただいたところでございます。そちらの改善といたしましては塀の高さを低くすることと、その塀の位置を歩道側から建物側にセットバックいたしまして、その圧迫感を軽減させるというような形で見直しをさせていただいております。

それと、予算の点でございますけれども、平成30年度の補正と新年度の部分の違いでございますけれども、これは地方創生拠点整備交付金という交付金事業の関係で、補正の際につきましては、備品も交付金の対象になるということで、その3,000万円分を補正のところには計上させていただいております。

新年度予算のほうにつきましては、過疎債というような形で想定しておりましたので、その経費が計上されていないという違いでございます。

○議長（杉山幸昭議員） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 質問の趣旨が伝わっていなかったと思うんですが、委員会の中で私たちもどういうふうに変ったという説明は受けているのですが、そのことを含めて広報に載せるときに、改善された点を全てではないのですが、要望があり改善されましたということを、一言でもあるといいのかなと思って言いました。そうでないと、せっかく説明会を開いたのに、要望を出したのに、どこでどう変わったのだというままいくと平行線で、町民の要望が本当に聞いてもらえているのだろうかという不信感を持つのを、そういうことをちょっと明記してはどうかと。多分、これから実施計画、工事入りますので、それほど大きな改定はないと思うのですが、そのことを含めて、そういうことを町民に伝える形で明記していったらどうかという点です。

それから、予算についてなのですが、いつどういう形で補正をするのかと、3月のときには6月に補正をして、多分、当初予算の12億何ぼを補正するのだろうかと思うのですよ。だけれども、実際の工事は11億6,000何ぼなので、これについては最終的に工事が終わった段階で補正をするんだろうと思うのですよ。終わらないと、何が何で、もしかしたら、前回もありましたが、縛り方にいろいろあればわかりませんが、補正の仕方について、どんなふうに来年3月までの間に行うのかということを知らせてもらいまし

た。

○議長（杉山幸昭議員） 杉原商工観光課長。

○杉原祐二商工観光課長 1点目の改善点の部分につきまして、今、議員ご指摘のとおり、その分に関しては広報等で周知していなかったということでございます。こちらのほうにつきましては、さらにまた周知に努めてまいりたいというふうに思います。

それと、2点目の補正の時期についてでございますけれども、今回の改選によりまして、3月の補正の経過等を含めまして、再度ご説明をさせていただいてから減額補正の計上をさせていただきたいというふうに考えております。その時期につきましては、今、6月町議会を予定しているところでございます。

○議長（杉山幸昭議員） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 当初の予算の補正については、前も説明があったので、これからの委員会等、議会の関係の委員会等で説明があると思うのですが、最終的な補正というのは、もう一回しなければいけないのではないかとということで、もう一回というのは11億何ぼとあれば年度末に、それも含めて6月に補正してしまうのか、工事が終わるのは3月ですので、そういう形でどうなるのかと、金額が大きいものですから、いろいろな事業については終わった時点で、事業が終了した時点で補正するんですが、これは3月まで続きますので、そんな形はどうなるのかということで質問させていただきました。

○議長（杉山幸昭議員） 松岡企画財政課長。

○松岡秀行企画財政課長 財源関係になりますので、私のほうから補正の考え方についてご答弁させていただきます。

今、考えておりますのが、新しい議員の方もいらっしゃいますので、細かいところは今、杉原課長が申し上げたとおり、6月の議会に向けて今後の委員会で説明をしながら、その予算のありようもご提案、上程をさせていただくということになるかと思っておりますけれども、財政サイドでまいりますと、もうちょっとさかのぼってお話をさせていただきますけれども、この予算につきましては、当初予算、平成31年度事業の部分と地方創生の拠点整備交付金の部分で、繰越明許で持っている部分と、これが採択になるか、ならないかによって、この財源のありようが変わってくるということで、この間ご説明をさせてきていたかと思っております。

幸いにも、拠点整備交付金が採択になったというところでいきますと、当初、平成31年で持たせていただいております12億1,053万円だったかと思っております。そのうちの、山本議員おっしゃるように3月まで続くということでありまして、まずは工事請負費分の11億9,900万円、これは明らかに6月の段階で減額をさせていただくということ

で、それでいきますと、事業費自体は平成30年度に繰り越しております予算を充てていくということでございます。事業が動いておりますので、その間のいろいろなやりとりにつきましては、また議員の皆様方にもご報告、ご協議させていただきながら、次なる予算については、またご相談させていただくということになろうかと思っておりますけれども、当面、6月の11億9,900万円は、財政サイドとしてはそれはまず減額が必要だなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議員） ほか、ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸明議員） 今、山本議員の部分を含めて、6月に改めて予算についての補正があるというふうに、先ほどの説明を含めて理解をしているところでありますが、我々、きょう、議決をしていかなければならない、特に契約についての議決については我々についても、やっぱり自分たちの意思をきょう、ここで改めて正式にきちっと出さなければなりません。極端に言えば賛成するのか、また否決するのか、また契約案については、これは中間的な意見はないというふうに認識していますから、非常に苦慮するような場面であります。ちょうど地方選挙で、議員の数もちょうど選挙で入れかわった部分で、我々、経過等十分に知らない中で議決しなければならないという、非常に苦慮した分を考えているところであります。

きっと、多くの議員が今回の地方選挙の議会の議席を得るために、いろいろな意味で町民から意見、または質問等受けていたり、考え方を尋ねられたりという部分があるかと思っておりますけれども、この道の駅についても非常に大きな、町の人たちも期待もしていますし、またもう一方では不安もあるという、これは財政的にはきょうとしっかり頑張ってもらえるのではないかと思いますけれども、そういう状況であります。

そんなことで、先ほども6月含めて、1月でしたか、道の駅の町民説明会の中での部分でも、先ほどの塀の問題とか、一部、後で説明書をいただいた段階では少しセットバックしていると。セットバックしている2メートルぐらいの部分とか、塀側に2メートル70センチを2メートル50センチにただけぐらいの部分という認識は僕はしているんですけれども、そういう部分含めて、この工事についてはしっかり計画どおり進めていかないと3月10日と先ほど説明あったと思っておりますけれども、そのような中で工事を進めていくとしたら、かなり外構工事も大きな事業なるかと思っておりますから、冬工事とか、そういうふうにかぶらないように、また後で手戻りがないような、やっぱり計画的な対応について施工、管理含めてお願いしていきたいと思っております。

それと、今、町民が知りたいのは、この事業については工事総額ばかりではなくて、これからの維持管理というのもありますけれども、これはまだまだ不透明な部分ではありますが、現実、道の駅をつくるために基本構想、基本計画、そして実施計画、そして契約という部分で、いろいろ積み重なってきますから、これを一つの区切りが終わった段階では全てかかった経費について、やっぱり町民に報告するような、近年にない大型プロジェクト事業だと思しますので、そういう配慮も含めてしていただきたいと思しますので、その点も含めて、今回の議決について参加したいと思します。

○議長（杉山幸昭議員） 名波建設課長。

○名波 透建設課長 ただいま議員からお話がありました施行管理、それから工期の設定について建設課のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思します。

工期の設定については、先ほど総務課長からの報告にもありましたとおり、この5本の契約全て3月10日の設定となっております。これにつきましては、基本的にメインとなる建築主体工事、それから各工事についてそれぞれ工種ごとに施工を要する日数を工程的に組み合わせて、積み上げて、工期の算出をして3月10日というふうに決めてございます。

それから、この工事のほかに、町発注以外の工事も同エリアで予定をされておりまして、1つ、国道241号線、それからもう一つは道道の上士幌士幌音更線という、道の駅に、予定地に隣接する国道と道道の工事でございます。これらについては安全対策の面からも交差点の改良、それから車線数を一部ふやすといったような改修工事が今後予定されているということでございまして、そういったたくさんの工事が重なるということも踏まえまして、外構工事等についても3月10日というような工期の設定をさせていただきました。

それから、ご心配の冬季施工に対する対応についてということでございますけれども、通常、工事に関して土木関係工事については、土だとか路盤と言いまして、道路の下に入れる砂利の部分について、現場で施工した後に密度等の試験をして、それを確認して次のステップに進むということをしてございます。冬季の対応としては、その上へさらに積雪が積もらないように工夫をしたりだとか、それから路盤等についてバーナー等で温めなおして施工に努めるとかという工夫を現場でそれぞれされているところですが、なかなかやはり冬季の施工に関しては均一な状態を得るといふのかなかなか難しいという状況ではございます。

そういった部分に関して、今回の道の駅の工事に関しましては、駐車場等、基礎となる部分について、地盤について昨年度に施工をさせていただきました暫定盛土という工

法を用いまして、土だけ先に置いて、一定期間置くことで土の安定化を図っていくということでございます。

それから、施工中に関しても気温の安定する時期を選びまして、そういった重要な部分について期間内に終わらせていきたいという努力はしてまいりたいというふうに思います。

また、そういう工夫をしても、建築主体工事の周りの部分については、仮設の足場等がどうしても最後のほうまで残ってしまいますので、そういった部分に関しては影響範囲を、現時点でございまして、令和2年度の施工にしていきたいというふうに予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議員） 杉原商工観光課長。

○杉原祐二商工観光課長 2点目の道の駅整備に係ります経費的な部分、そしてランニングコストという部分の情報を周知すべきだというようなご意見でございます。

そのご意見、町民説明会でもいただいているところでございますので、経費的な部分、ランニングコストの部分につきましても、しかるべき時期に提示、議会協議をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議員） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） これをもって、5案に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第27号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） 討論がありませんので、これより議案第27号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） 討論がありませんので、これより議案第28号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) 討論がありませんので、これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) 討論がありませんので、これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) 討論がありませんので、これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議員) 日程第21、議案第32号財産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本 章総務課長 ただいま上程されました議案第32号財産の取得について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

このたび議決を求める財産の取得については、職員用パーソナルコンピューター等一式であります。職員の事務処理に使用するパソコンについて、機器の老朽化に加え、基本ソフトであるウインドウズ7のサポートが令和2年1月14日で終了し、以降セキュリティ対策が講じられなくなることから、職員用パソコンのうち、ノートパソコン177台、デスクトップパソコン1台の合計178台を更新するものであります。

財産の種類は備品（物品）。

財産の内容は職員用パーソナルコンピューター等一式。

取得金額は3,564万円。

取得の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興氏であります。

なお、見積もり合わせにつきましては、平成31年4月11日午前10時に4業者の参加により執行いたしました。予定価格は3,995万1,360円で、落札率は89.2%となっています。

また、納入期限は令和元年7月3日としています。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議員） 提案説明が終わりましたので、これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 私の当初予算のメモ書きの中に、ほかの議員が質問した中で155台というふうに私メモしてあったんですが、155台ではなくて、今回178台というふうになっていますし、それから予算的に当初予算に比べて約400万円ほど減になっていますが、その辺の理由について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議員） 杉本総務課長。

○杉本 章総務課長 当初の予算では、185台ということで予算を要求してございます。

金額減った理由につきましては、台数の減少と見積もり合わせによる減少ということでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議員） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） わかりました。私のメモが聞き間違いで、もともとの予算から

見れば台数が減ったという点で予算的にも減ったということで確認いたしました。いいです。

○議長（杉山幸昭議員） ほか、ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） これをもって、議案第32号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） 討論がありませんので、これより議案第32号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議員） 日程第22、議案第33号令和元年度上土幌町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第33号令和元年度上土幌町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

このたびの補正総額は84万円の追加補正となっております。補正後における全会計の予算総額を126億8,971万1,000円とするものでございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ84万円を追加し、総額を108億2,747万4,000円とするものでございます。

歳出における追加補正の内容は、ナイタイ高原牧場レストハウス整備事業138万3,000円です。

また、減額補正につきましては、小学校管理経費54万3,000円でございます。

以上が補正予算の内容であります。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

また、事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正予算につきましてご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議員） 提案説明が終わりましたので、これより議案第33号を一括して質疑を行います。

質疑ありますか。

3番、伊東久子議員。

○3番（伊東久子議員） ナイタイの高原牧場レストハウスの整備事業について、138万3,000円が追加補正増になっていますが、どのような安全対策工事だったのか教えていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議員） 名波建設課長。

○名波 透建設課長 安全対策工事、予定してございますのは、昨日オープンしましたナイタイテラス、建物の南側と北側にございます多目的広場と展望広場、そこから東に向かってのり面がついてございますけれども、そののり面ののり肩の部分に、現在、設置してあるのは木のくい、仮設のくいで進入防止を図ってございますけれども、それをプラスチック擬木の、基礎がコンクリートの状態のものを設置し直したいというふうに考えてございます。

もともと、のり面については土木構造的にのりの勾配2割ということで、2割というのは2メートル横に行って、1メートル下がるというような構造の部分でございます。一般的に土木構造物の指針等でいきますと、1割、1メートル行って、1メートル下がると、角度でいうと45度より急な部分については、高低差が4メートル以上ある部分について進入防止柵であったり、転落防止柵をつけるのが一般的でございますけれども、今回の場合はそれより緩やかであるということから、当初、設置する予定はなかったんですけれども、現場のほうで、できた段階でのりの勾配、それから、かなり高低差もある、のりの長さも長いということで、かつ小さなお子様連れの利用者が多いということから、より安全対策を講じると、したほうがいいのではないかとということで、その部分の柵の設置、約60メートルほどでございますけれども、柵の設置をしたいということで予算計上してございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議員） 3番、伊東久子議員。

○3番（伊東久子議員） 安全対策ということは重要だと思うんですけれども、これ、いつごろ完成の予定なんですか。これから、多分、観光客が結構多くなるので、早急

にしなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議員） 名波建設課長。

○名波 透建設課長 工事の予定ですけれども、今回は補正の予算を承諾いただいたら、すぐに発注の準備にかかって、発注したいというふうに考えてございますけれども、本オープンまでに何とか目鼻をつけたいなということで、昨年度から残っている芝の張る作業も残っておりますので、それと一緒に施工は行っていきたいというふうに思っておりますが、ただ、この柵に関しては受注生産ということを知っておりますので、それについてどれぐらいまでできるかというのが、これから発注してみないとちょっとわからないのですが、それまでは今の仮設の柵を利用してまいりたいというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議員） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 小学校関係の管理費の関係なんです、委託料を当初予算は全額減額して賃金に変わったと、多分、採用の仕方が変わったのか、その辺について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議員） 石王良郎教育推進課長。

○石王良郎教育推進課長 これは糠平小学校にかかわる経費ということで、糠平小学校につきましても、2月1日付の文書をもって正式に閉校を決定したと。そういう報告をいただいたところであります。

それで、ここで去年は事務補助と用務員の方についてはおおむね半日程度ということで委託をしていたところでありますが、今回、閉校事務にかかわる業務がふえて、なおかつ糠平小学校は今、教頭がおりませんので、一定程度の事務量を想定しまして、まず事務補助については、ことし校務支援員と名称を変えておりますが、半日程度からフルタイムの勤務の扱いにしまして、そのことに基づいて総務課所管の予算ということで執行させていただきたいということで、この中でその関係の経費については全て落としているということ。

もう一つは、用務員の方につきましても、定時に出勤できる方が実は応募してもいらっしやらなかったということがありまして、一定程度、時間に縛られないパートであれば、勤めていただく方がいらっしやったということでもありますので、それに伴いまして、委託ではなくてパートということで、採用を勤務条件を変えまして、賃金を新たに計上したということでございます。

○議長（杉山幸昭議員） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 先ほど、用務員を委託ではなく、総務課のほうで予算を見た

というのは、要するに216万円ほどを見たというのと、また別にパートの方を雇ったというふうにとるのか、同じ方であれば、先ほど総務課のほうで予算を見ていると言ったので、これは多分、糠平小学校の用務員は個人委託ですので、その分を個人委託ではなくて、別な形にしたというので、総務課のほうで予算を見ているといいましたので、あれ、賃金のパートとまた2人になるのか、その辺がちょっとわからないので、そこを質問いたします。

○議長（杉山幸昭議員） 石王良郎教育推進課長。

○石王良郎教育推進課長 すみません、説明が不十分でしたが、事務補助の方についてはフルタイムということで、町の臨時職員という扱いで、総務課所管の予算ということになります。

もう一方、用務員の方につきましては委託料で払っていましたので、委託料を落とした216万6,000円の中には事務補助と用務員の方の委託料、両方含まれた金額ということになりました。それで、パートということになると委託料ではなくて、これはフルタイムではありませんので、パートということで、それぞれ所管する課のほうで予算を計上するということとなりますので、その用務員の方のパートの賃金を新たに今回計上させていただいたということでございます。

○議長（杉山幸昭議員） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 予算の計上の仕方がなかなかわかりづらくて、要するに用務員がフルタイムでいろいろな働き方があると思うのですが、従来どおりきちんと仕事を行ってもらえて、従来どおりの金額をその方に払えるかと、総務課だろうが、公募だろうが、そういう形になればいいなと思って質問させていただきました。

答弁があればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議員） 石王良郎教育推進課長。

○石王良郎教育推進課長 当然、必要な業務についてはきちんと担っていただく中で、必要な賃金ということで確保しておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議員） ほか、質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸明議員） 先ほどのナイタイ高原牧場のレストハウスの件ですが、きっと検定をやった後、安全対策の必要性を感じたのか、もしくは初めから気がついていたら当初予算からきちんとできたと思うんですが、この辺はいわゆる第1回の議会で補正するということは、やっぱり事前のチェックが甘かったのかどうかという部分もあるんで

すけれども、特にそのほか安全にかかわる分について、また少しずつ出すということではなくて、きちっと今回、整理されているのか、そこら辺ちょっとまず確認したいと思いますし、やっぱり安全というのは非常に大事なことですし、また、この対策含めて、先ほどあったグラウンドオープンに対して間に合うかどうか、我々についてもやっぱりぜひ行政施設が安全で対応できるような形を考えたいと思いますし、またそういう形で施工してもらいたいと思いますけれども、これについてちょっと質問に対して回答をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議員） 名波建設課長。

○名波 透建設課長 ただいまの事前のチェック等、十分だったかというお話でございますが、これに関しては土の盛土の施工が、かなり建物工事が後にずれ込んで冬期間に押し入ってしまったということもございまして、現場での確認がおくれたということが事実でございます。それに関して、実際もっと事前チェックで想定して安全対策ができなかったかということになりますと、もう少し配慮していれば、そういったところも気がつけたのではないかなということで反省をしているところでございます。

今後、そういうことがないように図面の段階、それから工程の途中の段階でももう少し細かいチェックが必要かなというふうに考えてございます。

それから、工程、工期に関しては、先ほど言いましたように土工事についてはかなり早い段階でできると思うのですが、先ほどの柵の部分については受注生産ということもございまして、なかなか今、どれぐらいの時間がかかるかというのは今、精査しているところでございますので、そこを精査して、工期の設定をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（杉山幸昭議員） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 今の議員のご質問でございますけれども、安全対策、非常に重要な部分だろうと思っております。実際に設計段階では、いわゆるあの斜道については基本的には必要ないという判断をしていたわけでありましてけれども、実際に工事後にその場所を確認したところ、非常に危険性もあるのではないかとということで、改めて今回、安全対策を講じるということでございます。

そういう意味では、今、議員から今後ないようにとのことでのご質問でもあろうかと思いますが、実際やはり動いてみないとわからない部分がどうしても出てまいります。特に、これから車両の流入、どれぐらいピークの夏場に向けて、どんな形で車両がふえてくるのかということも、ある意味、予想がつかないところでございまして、そういったことも十分見て、状況見ながら、改めて必要な場合には議会にもご説明させていただ

いて、場合によっては補正による安全対策ということは、今後出る可能性はあるということについては申し上げておきたいというふうには思っております。できるだけそういうことがないように、これからも注意をしていきたいと思っておりますけれども、その点についてもご承知をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議員） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸明議員） 今、本当に安全についてと含めて、1月の町民説明会でも道路の通行状態、これについても町民の皆さんからそういう話もありました。本当に大きな事故のないような、やっぱりせつかく遊びに来ていますし、癒やしの場というふうに認識していますので、それについては十分な配慮をお願いしたいと思っております。

ちょっと予算のあり方でちょっとお願いという分で、ちょっと僕も勉強不足で申しわけないのですが、ここに公共施設整備基金繰入金となっています。基金の分、予算書、僕も探し方下手だったかもわかりませんが、当初予算書の中にちょっと基金の部分がない、あったら申しわけないんですけれども、あれば少し基金の動きも見えて、対応できやすいところもあったり、負債の部分はちょっと残っていますけれども、僕もちょっと十分でないんですけれども、これちょっとあれば、また教えていただければ、こういう議会の論議の中で、基金のあり方という部分も含めて、この予算書の見方も潤滑にできるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議員） 松岡企画財政課長。

○松岡秀行企画財政課長 当初予算の中で基金、たしかうたっていたと思うんですけれども、新しい議員、江波戸議員も今のご意見のように、一覧、改めて直近の委員会等々でお示しさせていただきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議員） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸明議員） 当初予算に観光については1億1,300何がしという分で繰り入れしているんですけれども、相対的に繰り入れする以前に、町は今、どれだけ基金を持っているかという資料が、やっぱり予算書と一緒にセットになったほうが見やすいのかなと、ちょっと認識したものですから、それちょっと探し切れなかったんですけれども、もしあればまた今後、またそういう配慮もお願いできればと思います。

○議長（杉山幸昭議員） 松岡企画財政課長。

○松岡秀行企画財政課長 私どもといたしまして、事業執行等、当然その裏づけになる財源というのは不離一体のものと考えておりますので、その辺はまた明確にお示しさせていただきながら、いろいろまたご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議員） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） これをもって、議案第33号に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第33号に対する討論を行います。

討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） 討論がありませんので、これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎会議案第1号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議員） 追加日程第2、会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である2番、山本和子議員から提案理由の説明を求めます。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） ただいま提案されました会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置についての提案説明を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りたいと思います。

この会議案は、議会運営委員会において協議、検討し、議会運営委員全員の賛同を得まして提案を申し上げるものであります。

この会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置についてであります。議会だよりを通じて、町民の議会活動への理解を深めていただくために、わかりやすく親しみのある編集方法などを調査研究する必要があり、特別委員会を設置することが重要であると思うところであります。

なお、特別委員会の設置に伴う委員の選任及び正副委員長を選任につきましては、議長の指名により選任をいただくこととなっておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この会議案をご可決いただきますようお願い申し上げ

げます。

以上をもって、会議案第1号の提案説明といたします。

○議長（杉山幸昭議員） 提案説明が終わりましたので、これより会議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第1号は原案のとおり可決されました。議会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

---

◎議会だより編集特別委員の選任について

○議長（杉山幸昭議員） ただいま設置されました特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って特別委員会の委員を指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において特別委員会の委員を指名することに決定いたしました。

それでは、議会だより編集特別委員会の委員に2番、山本和子議員、6番、小椋茂明議員、7番、中村哲郎議員、10番、馬場敏美議員、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました議会だより編集特別委員会委員に選任いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名したとおり、議会だより編集特別委員会の委員に2番、山本和子議員、6番、小椋茂明議員、7番、中村哲郎議員、10番、馬場敏美議員を選任することに決定いたしました。

---

◎議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の選任につい

て

○議長（杉山幸昭議員） ただいま設置されました議会だより編集特別委員会の委員長及

び副委員長は、委員会条例第8条第3項の規定により、委員会において互選することとなっておりますが、議会運用例第113条の1の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

ここでお諮りいたします。

この際、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指名によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議会だより編集特別委員会の委員長に、7番、中村哲郎議員を、副委員長に6番、小椋茂明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議会だより編集特別委員会の委員長に、7番、中村哲郎議員を、副委員長に6番、小椋茂明議員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会の委員長に7番、中村哲郎議員を、副委員長に6番、小椋茂明議員を選任することに決定いたしました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(杉山幸昭議員) 追加日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに

決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議員） 以上をもって、本臨時会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本臨時会はこれで閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

今臨時会の議事運営にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上で、令和元年第2回上土幌町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 4時21分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議長

副議長

署名議員

署名議員